

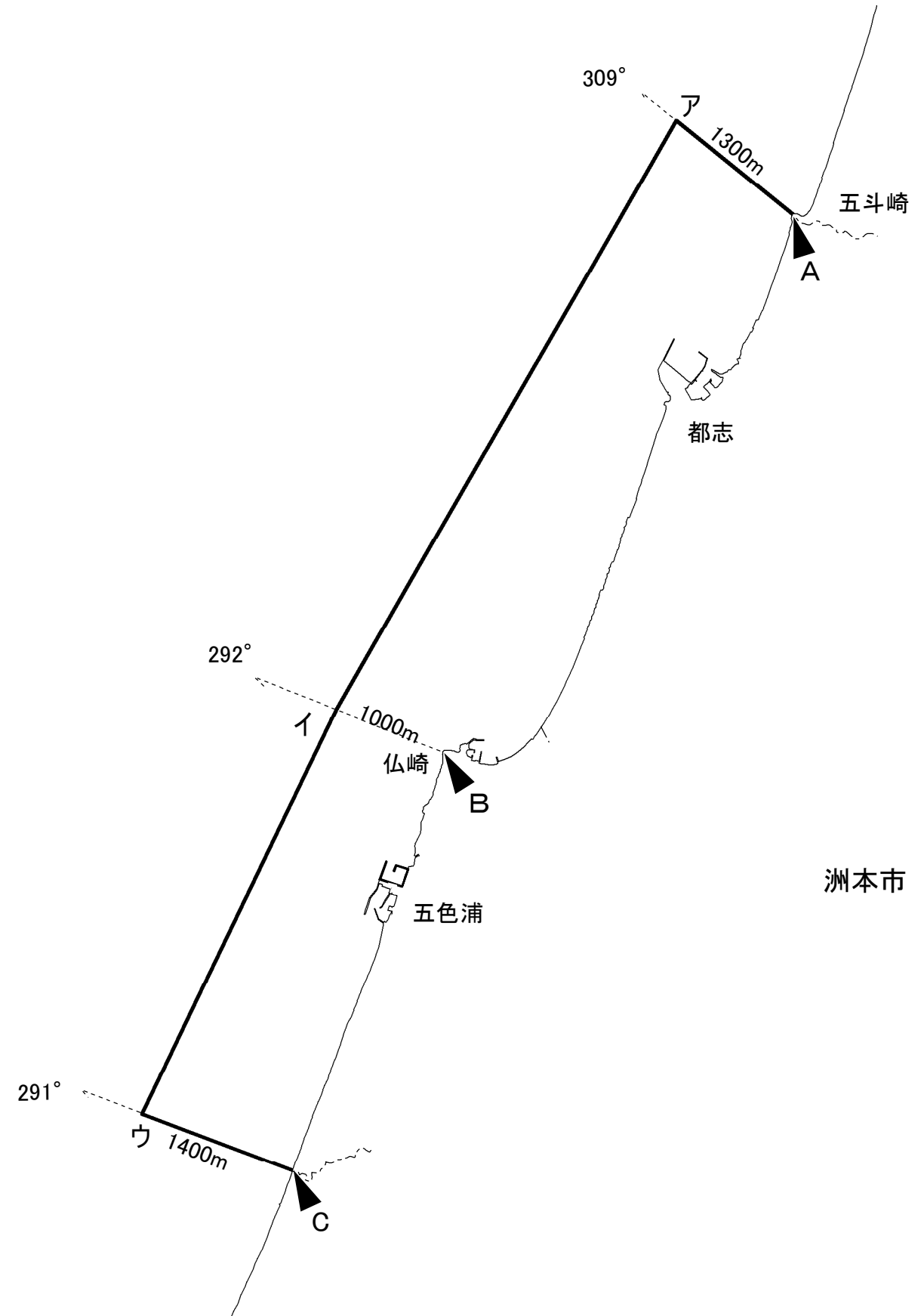
免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 131 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市五色町地先	五色町漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・旧津名郡五色町界	
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 洲本市五色町佛崎西端	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから309度1,300メートルの点	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから292度1,000メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから291度1,400メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第131号
 漁場の位置 洲本市五色町地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時
 海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五色町界
- B 洲本市五色町佛崎西端
- C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界
- ア Aから309度1,300メートルの点
- イ Bから292度1,000メートルの点
- ウ Cから291度1,400メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第131号漁場

